

◆軽自動車税の税率について◆

①原動機付自転車、オートバイ、トラクターなど

種 別		税 額	種 別		税 額
原動機付 自転車	50cc以下(※)	2,000 円	小型特殊	農耕作業用	2,400 円
	50cc超 90cc以下	2,000 円		その他（フォークリフトなど）	5,900 円
	90cc超 125cc以下	2,400 円	軽二輪車（125cc超 250cc以下）		3,600 円
	ミニカー	3,700 円	二輪小型自動車（250cc超）		6,000 円

※特定原付、新基準原付（総排気量 0.125L 以下かつ最高出力 4.0kW 以下）含む。

②軽四輪等（三輪以上の軽自動車）について

※軽四輪等は、初度検査年月に応じて税額が変わります。初度検査年月は自動車検査証で確認できます。

種 別			平成 27 年 3 月 31 日 以前に新規検査	平成 27 年 4 月 1 日 以降に新規検査	新規検査日から <u>13 年を経過したもの</u> （重課対象*）
軽三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽自動車	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨 物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

番号 ○○○○○

自 動 車 検 査 証

〇〇年〇〇月〇〇日

軽自動車検査協会

車 両 番 号	交 付 年 月 日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
	年 月 日	年 月						
車 台 番 号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
	人					cm	cm	cm

「初度検査年月」
自動車検査証のこの箇所をご参照ください。

*重課対象（新規検査日から 13 年を経過した車両※）

→令和 8 年度は、「初度検査年月が平成 25 年 3 月以前の車両」が対象 以後は次のとおり

重課適用年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
初度検査年月	平成 26 年 3 月以前	平成 27 年 3 月以前	平成 28 年 3 月以前	平成 29 年 3 月以前	平成 30 年 3 月以前

※電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド軽自動車、及び被けん引車は重課対象外。

③グリーン化特例（軽課）について

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までに最初の新規検査を受けた三輪、四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、本年度分の軽自動車税に限りグリーン化特例（軽課）が適用されます。

電気軽自動車・天然ガス軽自動車 （平成 21 年排出ガス規制 Nox10%以上 低減又は平成 30 年排ガス規制適合）	軽三輪	軽四輪（乗用）		軽四輪（貨物）	
		自家用	営業用	自家用	営業用
	1,000 円	2,700 円	1,800 円	1,300 円	1,000 円

※上記のほか、軽自動車（軽三輪を含む。）の乗用営業用については環境性能に応じ、概ね 50%軽減の適用があります。

（ガソリン車・ハイブリッド車）

電気・天然ガス・メタノール軽自動車の新車を購入された方へ（池田市の減免制度の案内）

最初の新規登録から 2 年度分の軽自動車税に限り、減免を受けていただくことができます。但し、申請が必要となりますので、詳しくは池田市役所総務部課税課までお問い合わせください。

車検時の納税確認が原則電子化されました

令和5年1月から軽 JNKS（軽自動車税納付確認システム）の導入により、軽三輪・軽四輪の軽自動車税の納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになり、令和7年4月からは二輪小型自動車（排気量 250 cc超の二輪車）も軽 JNKS の対象となりました。これにより、継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則不要となりました。

ただし、次の場合には従前どおり納税証明書により納税確認が必要です。

- ①納付直後の場合（口座振替を除き、納付方法により反映までに1～3週間程度要します。）
 - ②賦課期日（4月1日）を過ぎてからの中古車等の購入や名義変更により当該車両を取得された場合
- 上記①の場合は、窓口納付時に返却される納税証明書を車検時に提出してください。電子納付や納税証明書がついていない納付書を使用された場合、および上記②の場合は、市役所窓口（収納債権管理課または総合窓口課）で取得していただくか、収納債権管理課へ郵送で請求してください。

請求方法は市ホームページ「納税証明申請書等」のページ（右 QR）に記載しています。
なお、口座振替で納付された方に、軽自動車税納税証明書（継続検査用）を郵送していましたが、軽三輪・軽四輪は令和5年度から、二輪小型自動車は令和7年度からそれぞれ廃止しました。



地方税統一 QR コード（eL-QR）を使って納付が便利に

納付書記載のQRコードを読み取って、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付が可能です。詳しくはお送りした納税通知書の封筒裏面をご確認ください。

- ※これまで通り、銀行窓口、コンビニ、口座振替での納付も可能です。
- ※クレジットカードで納付される場合、別途システム利用料が発生します。
- ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

納税方法・納税証明書に関するお問い合わせ先：収納債権管理課 072 - 754 - 6225（直通）

軽自動車の手続きはお忘れなく

4月1日現在の所有者（または使用者）にその年度の軽自動車税が課税されます。知人への譲渡や現物の廃棄だけでは登録が残ることになり、登録されている所有者に納税通知書が発送されますのでご注意ください。登録・廃車手続きについては以下を参照ください。

車 種	申告場所	申告事項	申告に必要なもの
原動機付 自転車 125cc まで 小型特殊 自動車	池田市役所 総務部課税課 2階 10 番窓口 (受付) 午前9時～午後5時 (平日のみ) (住所) 〒563 - 8666 池田市城南1丁目1番1号 (電話) 072 - 754 - 5255	取得	販売証明書又は市町村発行の再登録用廃車証明書、運転免許証
		廃車	標識交付証明書(廃棄の場合のみ無くても可)、ナンバープレート、運転免許証 ※盗難・紛失時には警察発行の受理番号が必要
		名義変更 (市内の方同士)	標識交付証明書、運転免許証、 窓口に来られない方の委任状 ※交換が必要な場合はナンバープレートも
		住所変更(市内転居)	標識交付証明書、運転免許証
		標識交付証明書の 再発行	車に打刻されている車台番号の石刷り(拓本)、 運転免許証
	注1 登録・廃車等の手続きを代理人に依頼される場合は、委任状が必要です。 注2 池田市に住民登録をされていない方の登録には、運転免許証及び消印済の住所氏名が記載されている郵便物や公共料金使用料の領収書等が必要です。		
軽自動車 3輪・4輪	軽自動車検査協会 大阪主管事務所高槻支所 (住所) 高槻市大塚町4 - 20 - 1 (電話) 050 - 3816 - 1841	廃車・名義変更・住所変更などの諸手続きについて、左記の車種に該当する申告場所へお問い合わせください。 なお、車の使用の本拠の位置を、「大阪ナンバー」以外の地域へ転出または移動された方は、左記申告場所とは異なりますので、転入または移動された市町村の軽自動車税担当まで申告場所をおたずねください。	
軽2輪車 2輪小型 自動車	近畿運輸局 大阪運輸支局 (住所) 寝屋川市高宮栄町12 - 1 (電話) 050 - 5540 - 2058		